
いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を及ぼし、その生命にさえ重大な危険を及ぼすおそれがある人権侵害行為です。

本校は、教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫きます。

本校教職員は、生徒一人一人が多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重するとともに生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立った指導を徹底します。

多様性が尊重される社会の実現に向け、いじめに向き合う姿勢を堅持し、全校生徒が安心して学校生活を送る環境を作るためにも、いじめを「許さない・見逃さない学校」を目指します。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめとは、「本校生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」

（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、平成29年3月14日 最終改定）

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の基本的な考え方

- (1) いじめを「許さない・見逃さない」学校環境をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、速やかに情報収集を行い、被害を早急に除く措置をとる。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした態度で指導を行い、被害生徒の人権を尊重する意識を育てる。
- (4) 生徒・保護者との信頼関係をつくり、関連機関、専門家等との連携協力を努める。

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題によりいじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、以下にあげた事項等が挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

ア 心理的ストレス

過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。

イ 集団内の異質な者への嫌悪感情

凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。

ウ ねたみや嫉妬感情

エ 遊び感覚やふざけ意識

オ 金銭などを得たいという意識

カ 被害者となることへの回避感情

- (5) いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめ対応に向けた取組

- (1) いじめの未然防止〔いじめの防止を目指して〕

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

ア 学習指導の充実

- ① 学習における規律づくり
- ② 学びに向かう集団づくり
- ③ 生徒が意欲的・主体的・協働的に取り組む授業づくり

④ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

イ 特別活動の充実

- ① ホームルーム活動の充実
新入生研修、望ましい人間関係づくりの活動
- ② ボランティア活動への積極的な参加
- ③ 生徒会活動におけるいじめ防止活動の推進
生徒会執行部会、生徒総会、各種委員会活動
- ④ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ⑤ 道徳教育の推進

ウ 人権教育の充実

- ① 人権意識の高揚
- ② すべての教育活動で展開
 - ・ 教科・科目や総合的な探究の時間における授業
 - ・ 特別活動（始業式等における集会での講話、2学年修学旅行における平和学習など）

エ 情報教育の充実

- ① 情報モラル指導の充実
- ② ネット犯罪防止教育

オ 教育相談・いじめ相談体制の充実

- ① 生徒面談の定期的実施
- ② 保健室の活用
- ③ いじめ相談窓口の周知徹底

カ 校内体制の構築

- ① 校内体制の整備といじめ防止対策委員会の開催（随時）
- ② いじめ防止対策委員会を中心とした校内研修会

キ 保護者、地域との連携

- ① いじめ防止基本方針等の周知
- ② 学校公開、保護者懇談会の実施
- ③ 地域の諸会議や行事への参加など外部関係機関との積極的な連携
- ④ 啓発資料の作成、配布
指導部通信、保健だより、学年通信、学級通信
- ⑤ いじめ関連に関する会議への参加やいじめ防止に向けた作品の制作・応募等への生徒の積極的な参加

(2) いじめの早期発見〔いじめ見逃しゼロを目指して〕

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ア 教職員の観察による気づき | (随時) |
| イ 授業時、休み時間等の巡回指導 | (随時) |
| ウ ネットパトロール | (随時) |
| エ 相談や訴え | (生徒・保護者・地域等を対象に随時) |
| ① 教育相談・個人面談の窓口設置と周知 | |
| オ 校内巡回週間 | (毎月) |
| カ 全校生徒対象いじめアンケート調査 | (6月、11月) |
| キ 朝登校指導 | (4月～11月) |

- ク 情報の校内共有 (職員会議等)
 - ① 報告・連絡・相談の徹底
 - ② 要配慮生徒に係る実態把握
 - ③ 引継事項の徹底
- (3) いじめの早期対応 (いじめ認知後の早期解決を目指して)
 - ア いじめと思われる、または受け取れる行為や訴え
 - ① 情報共有、迅速かつ真摯に対応。
 - イ いじめの発見・通報
 - ① いじめ防止対策委員会を中心に実態掌握、情報共有。
 - ② 指導・支援体制を速やかに構築し、事態の収束を図る。
 - ウ 報道対応等
 - ① 窓口、報告の対応 (教頭)
- (4) 取組の流れ
 - ア 情報収集・情報分析
 - ① 生徒、保護者、教職員
 - イ 指導・支援体制策定
 - ① 組織を組み役割分担
 - ウ 指導・支援の実施
 - ① 保護者と連携
- (5) いじめられた生徒、いじめた生徒、見ていた生徒たちへの指導・支援
 - ア 関係する保護者、必要により教育委員会、警察、医療・福祉関係機関等と連携
 - イ SNS等での不適切な書き込みへの対応
 - ① 不適切な書込情報について状況を確認する。
 - ② いじめへの対応等に係り警察等外部機関への相談、連携を図る。
 - ③ サイト管理会社や管理人に削除を依頼する。

6 いじめの重大事態・緊急事態への対応

- (1) 以下のいずれの場合においても速やかに適切に対応する。
 - ア 生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ① 年間30日を目安。一定の期間連続して欠席している場合などは迅速に着手する。
 - ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - エ 教職員がいじめを発見した場合
- (2) 具体的な動き
 - ア いじめ防止対策委員会を中心に重大事態の調査組織を設置
 - イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - エ 調査結果を北海道 (総務部教育・法人局学事課) に報告
 - オ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - カ 調査主体が北海道の場合は、その指示のもと、調査に協力

7 いじめの解消

いじめの解消について判断基準を明確にし、必要に応じて被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案し判断する。

なお、いじめ解消後についても関係生徒たちの事後観察を継続する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が3カ月以上継続して止んでいること。

イ さらに長期の期間が必要であると判断される場合はより長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

イ 被害生徒およびその保護者に対し、面談等により確認すること。

ウ 学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

8 いじめ防止の指導体制

(1) いじめ防止対策委員会の設置により、いじめを日常的に未然に防止し、早期発見・早期対応に努める。3月には学校いじめ防止基本方針の検証・見直しを実施する。

(2) いじめ防止基本方針について、保護者については入学式やPTA総会、PTA役員会、地域については学校評議員や同窓会、生徒については生徒総会、生徒会執行部に意見聴取を行い、見直しを図る。

(3) 校内体制

ア 管理職

① 「いじめは決して許されない」「いじめ根絶」方針

② 学校全体で取り組む姿勢、職場環境の醸成

③ 保護者、地域等との連携

イ いじめ防止対策委員会

① 構成員

校長（委員長）・教頭・指導部長・教進部長・各学年主任・養護教諭・関係生徒の担任。事案の状況に応じ、関係職員やPTA役員、外部機関（警察・弁護士・民生委員、スクールカウンセラー等）にて構成する。

② 役割

- ・ いじめに関するアンケート実施、集計、結果等情報整理、分析
- ・ 校内研修会の計画、実施
- ・ いじめが疑われる事案の事実確認、判断
- ・ 要配慮生徒への支援方針作成